

ドイツにおける法的性別変更 —トランスセクシュアル法の現状—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
行政法務課 藤戸 敬貴

目 次

はじめに

I 成立までの経緯

II 主な判例

1 年齢要件

2 婚姻との関係

3 生殖能力喪失要件及び外観要件

III 構成及び概要

1 名の変更

2 性の帰属の確認

IV 最近の議論—いわゆる「第三の性」との関係—

翻訳：特別な場合における名の変更及び性の帰属の確認に関する法律（トランスセクシュアル法）

キーワード：性別変更、名の変更、性別適合手術、第3の性

要 旨

1980年、ドイツにおいてトランスセクシュアル法が成立した。これは、出生登録上の性別と自らが帰属感覚を有する性別とが一致しない者について、一定の要件の下で名の変更及び性別の変更を認める法律である。

トランスセクシュアル法はその成立から40年が経過しているが、この間、年齢要件、非婚要件、生殖能力喪失要件及び外観要件について重要な憲法判断が示されている。また、数回にわたって法改正を経ている。

本稿は、トランスセクシュアル法の成立までの経緯、施行後の重要判例、現時点での構成及び内容並びに最近の議論を紹介する。あわせて条文の全訳を付す。

はじめに

本稿が紹介するのは、ドイツの「特別な場合における名の変更及び性の帰属の確認に関する法律」⁽¹⁾（以下「トランスセクシュアル法」という。）である。この法律は、出生登録上の性別とは異なる性に属しているとの感覚を有する者について、一定の要件の下で名の変更及び法律上の性別の変更をすることを認めるものである。

トランスセクシュアル法には、既にいくつか公表された日本語訳がある⁽²⁾。しかしながら、いずれも公表からやや年数が経過しており、近年の法改正は反映されていない。諸外国において法的性別変更のための法制度の改正が進行しつつある昨今の状況⁽³⁾を鑑みるに、ドイツのトランスセクシュアル法の最新条文を訳出することには一定の意義があると思われる⁽⁴⁾。

I 成立までの経緯

出生登録において記載された性別について、それとは異なる性別に属すると感じるようになった者は、法律上の性別を変更することができるか。このことが裁判上問題となり、これについて立法的解決が図られるに至るまでの経緯は、次のとおりである。

出生登録上の性別は男性であったが性別適合手術を経て女性の身体的特徴を得た当事者（男性から女性へ。Male to Female: MtF）が、出生登録上の性別を男性から女性へと訂正すること

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年7月10日である。

(1) Gesetz über die Änderung der Vornamen und die Feststellung der Geschlechtszugehörigkeit in besonderen Fällen (Transsexuellengesetz - TSG) vom 10. September 1980 (BGBl. I S. 1654) <<https://www.gesetze-im-internet.de/tsg/index.html>>

(2) 大島俊之『性同一性障害と法』日本評論社、2002、pp.153-158; バーバラ・カンブラート, ワルトラウト・シッフエルス編著(近藤聡子訳)『偽りの肉体—性転換のすべて—』信山社出版、1998、pp.194-197。(原書名: Barbara Kamprad and Waltraud Schiffels eds., *Im falschen Körper: alles über Transsexualität*, Zürich: Kreuz Verlage AG, 1991.)がある。

(3) 藤戸敬貴「法的性別変更に関する日本及び諸外国の法制度」『レファレンス』830号、2020.3、pp.79-101。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11464349_po_083004.pdf?contentNo=1>

(4) トランスセクシュアル法を取り巻く現状を解説した最近の論文として、石嶋舞「ドイツの現在の性別登録にかかわる法制度と諸問題」『現代性教育研究ジャーナル』99号、2019.6、pp.1-6がある。

を請求した事件について、連邦通常裁判所 1971 年 9 月 21 日決定⁽⁵⁾は、訂正を認めなかった。これに対して憲法異議⁽⁶⁾が申し立てられ、連邦憲法裁判所 1978 年 10 月 11 日決定⁽⁷⁾において、性別の訂正の否認が個人の人格の自由な発展の権利を侵害するとして、違憲判断が示された。もっとも、連邦政府は、この連邦憲法裁判所決定が出される前の段階から既に法整備に向けて準備を進めていた⁽⁸⁾。連邦政府は、連邦憲法裁判所決定の内容をも踏まえて法案を作成し、1979 年 1 月に連邦参議院に法案を提出した。法案は同年 6 月に連邦議会に送付され、両院協議会での修正を経て、1980 年 7 月に連邦議会が修正法案を可決し、連邦参議院が同意した。同年 9 月に連邦大統領の署名を得て公布され、一部を除いて 1981 年 1 月 1 日から施行された⁽⁹⁾。

トランスセクシュアル法は、第 1 章（第 1 条～第 7 条）では名の変更、第 2 章（第 8 条～第 12 条）では性の帰属の確認（性別の変更）についてそれぞれ定めが置かれている。第 3 章（第 13 条～第 15 条）は他法改正、第 4 章（第 16 条～第 18 条）は経過規定及び末尾規定である。トランスセクシュアル法の制定当初は、名の変更と性別の変更とに共通する要件として、年齢要件（25 歳以上）が置かれていた。また、規定ぶりは異なるものの、婚姻に関する規律が置かれていたことも共通していた。その一方で、性別の変更の場合は生殖能力喪失要件及び外観要件が置かれており、性別の変更の要件は名の変更の要件と比べて加重されたものとなっていた。

しかし、これらの要件に対しては、その後、いくつかの重要な憲法判断が示されている。また、それらの憲法判断を踏まえた法改正も行われている。次章では、これらの動きについて要件ごとに確認することとしたい。

II 主な判例

1 年齢要件

トランスセクシュアル法では、名の変更及び性別変更の要件として、25 歳以上であることを規定していた⁽¹⁰⁾。これは、成年年齢（18 歳）に達したときから 25 歳になるまでの間に、「自分が異なる性役割を得、さらにそれにとまなうすべての結果を受け入れて生活する用意があるかどうかを当該者は真剣に検討すべきである」⁽¹¹⁾からである。

しかし、法的性別変更については連邦憲法裁判所 1982 年 3 月 16 日決定⁽¹²⁾により、名の変更については連邦憲法裁判所 1993 年 1 月 26 日決定⁽¹³⁾により、それぞれドイツ基本法が定め

(5) BGH, 21.09.1971 - IV ZB 61/70. 同決定に至るまでの経緯及び同決定の翻訳については、大島 前掲注 (2), pp.103-111 を参照。

(6) 公権力によって基本権等を侵害された者は、憲法異議により、連邦憲法裁判所に対してその旨を直接申し立てることができる（ドイツ基本法第 93 条第 1 項第 4a 号を参照）。

(7) BVerfG, 11.10.1978 - 1 BvR 16/72. 同決定の翻訳については、大島 前掲注 (2), pp.111-121.

(8) 1976 年 6 月 10 日に、連邦政府は法的性別変更のための法律案を準備することを決定していた（大島 同上, p.114）。

(9) トランスセクシュアル法の議会における制定経過は、次を参照。Deutscher Bundestag, Basisinformationen über den Vorgang. [ID: 8-213211] <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP8/2132/213211.html>>

(10) 名の変更について、2007 年改正前の第 1 条第 1 項第 3 号。法的性別変更については、第 8 条第 1 項第 1 号において第 1 条第 1 項第 3 号の要件を満たすことが求められている。なお、1979 年に連邦政府が提出した法律案の段階では、名の変更については成年に達した段階で認めることとしていたが、両院協議会における修正により、名の変更についても 25 歳に達することが要件とされた（カンブラート、シッフエルス編著 前掲注 (2), p.88）。

(11) 同上, p.85.

(12) BVerfGE 60, 123

(13) BVerfGE 88, 87

る平等原則に違反するとされた。条文の上でも、2007年の法改正⁽¹⁴⁾に際し、年齢要件に関する文言は削られることとなった。

2 婚姻との関係

かつてのトランスセクシュアル法第8条第1項第2号においては、性別変更の要件として「婚姻をしていないこと」が挙げられていた（以下「非婚要件」という。）。これは、同性婚が認められていない状況において婚姻当事者の一方が法的に性別を変更すると、同性婚の状態が生ずることになり、これを避けるために設けられた要件である。また、名の変更については、婚姻をしていないことが要件とされてはいるが、名の変更の後に婚姻をした場合には名の変更の裁判を無効にするとの規定が設けられていた（第7条第1項第3号）。

しかし、名の変更に関する第7条第1項第3号の規定については2005年12月6日の連邦憲法裁判所決定⁽¹⁵⁾により、性別変更に関する第8条第1項第2号の規定については2008年5月27日の連邦憲法裁判所決定⁽¹⁶⁾により、それぞれ違憲とされた。2008年の決定によって婚姻していても性別の変更が可能となったことで、婚姻当事者の一方が法的性別変更を経た場合には例外的に同性婚の状態が生じ得ることとなった⁽¹⁷⁾。条文の上でも、2009年の法改正⁽¹⁸⁾により、性別変更に関して定められた第8条第1項第2号は削除された。

なお、ドイツにおいて同性婚が容認されたのは2017年であり⁽¹⁹⁾、このときに、名の変更に関して定められた第7条第1項第3号が削除されている。

3 生殖能力喪失要件及び外観要件

性別変更については、「永続的に生殖能力を喪失していること」⁽²⁰⁾（第8条第1項第3号。以下「生殖能力喪失要件」という。）及び「外見上の性的特徴を変更する外科手術⁽²¹⁾を受け、それによって他方の性の外観に明白に近似するに至っていること」（同項第4号。以下「外観要件」という。）が要件として掲げられている。生殖能力喪失要件及び外観要件は、名の変更については設けられていない。これらの規定は、連邦憲法裁判所2011年1月11日決定⁽²²⁾によってドイツ基本法第1条第1項（人間の尊厳）と結びついた第2条第1項（人格の自由な発展）及び第2項（生命に対する権利・身体を害されない権利）に反して違憲であり、ドイツ基本法に適合した新しい規定が施行されるまでは適用できないこととされた。

(14) Gesetz zur Änderung des Passgesetzes und weiterer Vorschriften vom 20. Juli 2007 (BGBl. I S. 1566)

(15) BVerfGE 115, 1

(16) BVerfGE 121, 175. 同決定については、渡邊泰彦「憲法と婚姻保護—性同一性障害者の性別変更要件をもとに—」『同志社法学』60巻7号, 2009.2, pp.365-367. <<https://doors.doshisha.ac.jp/duar/repository/ir/14162/028003320011.pdf>>が詳しい。

(17) これをドイツにおける同性婚導入の先例と捉えるか否かについては、争いがある（渡邊泰彦「同性婚による婚姻概念の変容—ドイツ連邦議会法務・消費者保護委員会公聴会より—」『同志社法学』68巻7号, 2017.2, pp.552-553. <<https://doors.doshisha.ac.jp/duar/repository/ir/26801/028003880113.pdf>>）。

(18) Gesetz zur Änderung des Transsexuellengesetzes (TSG-ÄndG) vom. 17. Juli 2009 (BGBl. I S. 1978)

(19) 戸田典子「すべての人のための婚姻—同性婚法施行—」『論究ジュリスト』23号, 2017.秋, pp.128-129.

(20) 生殖能力の喪失を性別変更の要件としたこと理由は、立法草案では特に説明されていないとされる（渡邊泰彦「性別変更の要件の見直し—性別適合手術と生殖能力について—」『産大法学』45巻1号, 2011.6, p.39）。

(21) このような手術（性別適合手術）を受けたことを要件とした背景には、「性同一性障害者は性別適合手術を望んでおり、性別適合手術を望んでいる者が性同一性障害であるという理解」があったとされる（同上）。

(22) BVerfGE 128, 109.

Ⅲ 構成及び概要

トランスセクシュアル法が1980年に成立してから既に40年が経過しており、この間、同法に関しては前章で確認した重要な憲法判断が示されている。また、数回にわたって法改正がなされている。

もっとも、法律全体の構成については法制定時から変更が加えられていない。本稿では、トランスセクシュアル法の主要な構成要素である第1章（名の変更）及び第2章（性の帰属の確認）について解説する。

1 名の変更

第1章は、名の変更について定める。

第1条は、名の変更の要件が列挙されている。具体的には、「トランスセクシュアルの特徴により、もはや出生登録において記載された性ではない他方の性に属していると感じており、かつ、3年以上、その考えに従って生きることを〔心理的に〕強いられている状態にあること」（第1項第1号）及び「他方の性への帰属感覚がもはや変わらないであろうということが高度な蓋然性をもって認められること」（同項第2号）のほか、国籍等に関する要件が定められている（同項第3号）。なお、2007年の法改正⁽²³⁾によって①条文の構成が改められ、②25歳以上という年齢要件が削られ、③トランスセクシュアル法に相当する規律が本国法に存在しない外国人のうち一定の者について名の変更を認める、などの変更が加えられたが、それ以外の部分については本質的な変更はみられない。

第2条では裁判管轄、第3条では手続能力及び手続関係人、第4条では裁判手続について定める。第3条について、制定時は手続関係人として申立人と公益の代表者とが挙げられていたところ、2017年の改正⁽²⁴⁾によって公益の代表者が手続関係人から除かれている⁽²⁵⁾。第4条の裁判手続については、名の変更に当たって専門家が作成する鑑定書の作成を要求している⁽²⁶⁾。

第5条では変更前の名を開示することの原則的な禁止、近親者の身分登録における申立人の名の扱い等について、第6条では名の変更の裁判の取消しについて、第7条では名の変更の裁判の無効について定める。

2 性の帰属の確認

第2章は、性別の変更について定める。

第8条は性別の変更の要件を定めるものであり、名の変更の要件が準用されることに加えて、

(23) 前掲注(14)

(24) Art. 2a des Zweites Gesetzes zur Änderung personenstandsrechtlicher Vorschriften (2. Personenstandsrechts-Änderungsgesetz - 2.PStRÄndG) vom 17. Juli 2017 (BGBl. I S. 2522). この法律については、泉眞樹子「【ドイツ】身分登録法等の身分法規定第2次改正」『外国の立法』No.278-1, 2019.1, pp.12-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11220545_po_02780106.pdf?contentNo=1> を参照。

(25) これにより、公益代表者を選定する州の負担の軽減及び手続にかかる時間の短縮が期待されているとされる。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/11612 (Gesetzentwurf der Bundesregierung), S. 44. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/18/116/1811612.pdf>>

(26) 法的性別変更の手続においては、ドイツのように医師等の専門家が作成する診断書を要求する国が多い。もっとも、近年、このような診断書を要求しない国も現れるようになっている（藤戸 前掲注(3), pp.95-96）。

生殖能力喪失要件及び外観要件も設けられている。かつては非婚要件も置かれていたが削除されたこと、生殖能力喪失要件及び外観要件が違憲とされたことは既述のとおりである。そのため、現在では、名の変更と性別の変更との間に要件に関する違いはない。

第9条は裁判手続について定めるものであり、基本的には名の変更の裁判手続に関する規定が準用される。

第10条から第12条までは、性別の変更の裁判がどのような効果を有するのかについて定める。性別変更の裁判により、原則的には新しい性別が法的効果の基準となるが、親子関係や定期的な給付など、変更前の性別を基準とする場合もあることが定められている。

IV 最近の議論—いわゆる「第三の性」との関係—

身分登録において記載される性別としては、従来は男性又は女性の2種類とされるのが一般的であった。しかし、男性又は女性以外の性別（いわゆる「第三の性」）を身分登録において認めるべきかどうかについても議論がある。ドイツでは2018年12月に身分登録法が改正され、新生児を女性にも男性にも属させることができない場合には「divers」（「種々の」、「幾つかの」などの意味がある）という性別記載が可能となった⁽²⁷⁾。また、新生児でない場合であっても、身体的な性分化が典型的でない者は、身分登録官庁に意思表示することで「divers」を選択することができるようになったが、原則的に医師による診断書が必要である。

以上のように、ドイツでは身分登録法に規定された手続（行政手続）によって「divers」を選択することが可能となったが、トランスセクシュアル法における名及び性別変更とは要件及び手続（裁判手続）とは異なるものであり、トランスセクシュアル法を通して「divers」を選択することはできない。トランスセクシュアル法と「divers」との関係については議論があるところであり、今後の展開を注視する必要がある⁽²⁸⁾。

（ふじと よしたか）

(27) 藤戸敬貴「性の在り方の多様性と法制度—同性婚、性別変更、第三の性—」『レファレンス』819号、2019.4、pp.58-60。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11275349_po_081903.pdf?contentNo=1>

(28) 議論の一例として、Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/17050 (Antwort der Bundesregierung auf die Kleine Anfrage der Abgeordneten Dr. Jens Brandenburg (Rhein-Neckar), Katja Suding, Grigorios Aggelidis, weiterer Abgeordneter und der Fraktion der FDP – Drucksache 19/16640 –) 05.02.2020。<<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/19/170/1917050.pdf>> 身分登録法及びトランスセクシュアル法をめぐる議論の状況については、石嶋 前掲注(4)、pp.4-5も参照。

特別な場合における名の変更及び性の帰属の確認に関する法律 (トランスセクシュアル法)

Gesetz über die Änderung der Vornamen und die Feststellung der Geschlechtszugehörigkeit in besonderen Fällen (Transsexuellengesetz - TSG) vom 10. September 1980 (BGBl. I S. 1654)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
行政法務課 藤戸 敬貴 訳

【目次】

第1章 名の変更

第1条 要件

第2条 管轄

第3条 手続能力、関係人

第4条 裁判手続

第5条 開示の禁止

第6条 申立てによる取消し

第7条 無効

第2章 性の帰属の確認

第8条 要件

第9条 裁判手続

第10条 裁判の効力

第11条 親子関係

第12条 年金及びこれに類する回帰的給付

第3章 法律の改正

第13条～第15条 (削除)

第4章 経過規定及び末尾規定

第16条 経過規定

第17条 ベルリン条項

第18条 施行

第1章 名の変更

第1条 要件

(1) 一の者の名は、当該者が次に掲げる要件を満たす場合は、裁判所への申立てにより、変更することができる。

* この翻訳は、Gesetz über die Änderung der Vornamen und die Feststellung der Geschlechtszugehörigkeit in besonderen Fällen (Transsexuellengesetz - TSG) vom 10. September 1980 (BGBl. I S. 1654), das zuletzt durch Artikel 2 Absatz 3 des Gesetzes vom 20. Juli 2017 (BGBl. I S. 2787) geändert worden ist <<https://www.gesetze-im-internet.de/tsg/index.html>> を訳出したものである。訳文中 [] は、訳者が原語又は訳文を補記したものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年7月10日である。

1. トランスセクシュアル的特徴により、もはや出生登録において記載された性ではなく他方の性に属していると感じており、かつ、3年以上、その考えに従って生きることを〔心理的に〕強いられている状態にあること。
 2. 他方の性への帰属感覚がもはや変わらないであろうということが高度な蓋然性をもって認められること。
 3. 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - a) 基本法にいうドイツ人であること。
 - b) 無国籍の又は故郷を喪失した外国人であって、国内に常居所を有すること。
 - c) 庇護有資格者又は外国人難民であって、国内に住所を有すること。
 - d) 次に掲げる要件のいずれかを満たす外国人であって、その本国法がこの法律に相当する規律を持たないこと。
 - aa) 無期限の滞在権を有すること
 - bb) 延長可能な滞在許可を有し、かつ、国内に継続的かつ合法的に滞在していること。
- (2) 申立てにおいては、申立人が今後称しようとする名を示さなければならない。

第2条 管轄

- (1) 第1条に規定する申立てに関する裁判は、地方裁判所の所在地に存する区裁判所の専属管轄とする。その管轄区域は、地方裁判所の管轄区域に及ぶ。地方裁判所の所在地に複数の区裁判所が存する場合であって、地方裁判所の所在地を管轄する区裁判所が州法によって一般的に定められていないときは、州政府は、法規命令により、管轄する区裁判所を定める。州政府は、一の区裁判所が複数の地方裁判所の管轄区域をその管轄とすることを定めることもできる。州政府は、法規命令により、第3文及び第4文の権限を州の司法行政機関に委譲することができる。
- (2) 申立人が住所又は住所がこの法律の適用範囲外にある場合にあっては常居所を有する区域を管轄する裁判所が、土地管轄を有する；申立てが提出された時点を基準とする。申立人がドイツ人であり、かつ、この法律の適用範囲に住所と常居所とのいずれも存在しない場合は、ベルリンのシェーネベルク区裁判所の管轄とする；重大な事由により、事件を他の裁判所に移送することができる；移送処分は、この〔他の〕裁判所を拘束する。

第3条 手続能力、関係人

- (1) 行為無能力者は、法定代理人を通じて手続を進行する。法定代理人は、第1条の規定による申立てをするに当たり、家庭裁判所の許可を要する。
- (2) 手続の関係人は、申立人のみとする。
- (3) (削除)⁽¹⁾

第4条 裁判手続

- (1) 裁判手続については、この法律に別段の定めがある場合を除き、家事事件及び非訟事件の手続に関する法律の規定を適用する。
- (2) 裁判所は、申立人本人を審問する。

(1) 2017年の法改正 (Zweites Gesetz zur Änderung personenstandsrechtlicher Vorschriften (2. Personenstandsrechts-Änderungsgesetz - 2. PStRÄndG) vom 17. Juli 2017 (BGBl. I S. 2522)) までは、第3条第2項において、手続の関係人として申立人と公益の代表者とが挙げられていた。そして、同条第3項では、公益の代表者は州政府が法規命令によって定めるとしていた。

- (3) 裁判所は、トランスセクシュアリズムという特別な問題について教育訓練及び職業経験に基づき十分に熟知している2人の専門家からの鑑定を得た後でのみ、第1条の規定による申立てを認めることができる。当該専門家は、相互に独立して作業しなければならない；当該専門家は、鑑定において、その医学的な知見から、申立人の帰属感覚が変化しないであろうことに高度の蓋然性があるかどうかについても意見を述べなければならない。
- (4) 第1条の規定に基づく申立てを認める裁判に対して、関係人は、即時抗告をすることができる。裁判は、確定によりその効力を生ずる。

第5条 開示の禁止

- (1) 申立人の名を変更する裁判が確定した場合は、当該裁判の時点で称していた名は、申立人の同意を得ることなく開示され又は調べられてはならないが、公共の利益に関する特別な事由にとって必要であるとき又は正当な利益が疎明されたときはこの限りでない。
- (2) 申立人の配偶者であった者、両親、祖父母及び子孫は、公の登記及び登録の実施に必要な場合のみ、新しい名前を記載する義務を有する。申立人が第1条の規定に基づく裁判が確定した後で養子とした子については、適用しない。
- (3) 申立人の実子又は申立人が第1条の規定に基づく裁判が確定する前に養子とした子の出生登録においては、申立人について、第1条の規定に基づく裁判が確定する前において標準とされていた名が記載されなければならない⁽²⁾。

第6条 申立てによる取消し

- (1) 申立人の名を変更する裁判は、申立人が出生登録において記載された性に帰属していると再び感じるようになったときは、裁判所に対する申立てにより、取り消すことができる。
- (2) 第2条から第4条までの規定を準用する。その裁判においては、名を変更する裁判の時点で申立人が称していた名を以後再び称することをも示すものとする。裁判所は、重大な事由により申立人の福祉 [Wohl] にとって必要である場合は、申立人からの申立てにより、名を変更することができる。

第7条 無効

- (1) 申立人の名を変更する裁判は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める日から無効となる。
1. 当該裁判が確定した日から300日⁽³⁾を経過した後に申立人の子が出生した場合 子の出生の日
 2. 当該裁判が確定した日から300日⁽⁴⁾を経過した後に生まれた子について、血縁関係が申立人により認知され又は裁判上確認された場合 認知の効力が生じた日又は確認が確定した日
- [3. 削除]⁽⁵⁾

(2) かつては、「死産児の登録についても、同様とする。」という第2文が続いていた。しかし、1998年の法改正 (Artikel 13 des Gesetzes zur Neuordnung des Eheschließungsrechts (Eheschließungsrechtsgesetz EheschlRG) vom 4. Mai 1998 (BGBl. I S. 833)) によって削除された。

(3) 1997年の法改正 (Artikel 14 des Gesetzes zur Reform des Kindschaftsrechts (KindRG) vom 16. Dezember 1997 (BGBl. I S. 2942)) の前は、「302日」だった。

(4) 同上

(5) 第7条第1項第3号は、婚姻を締結した場合には名を変更する裁判が無効になる旨を定めていたが、2017年の同性婚の容認の際に削除された (Artikel 2 Abs. 3 des Gesetz zur Einführung des Rechts auf Eheschließung für Personen gleichen Geschlechts vom 20. Juli 2017 (BGBl. I S. 2787))。

- (2) 申立人は、名を変更する裁判の時点で称していた名を以後再び称する。この名は、次の各号に掲げる場合においては当該各号に定める登録を行うものとする。
1. 第1項第1号及び第2号の場合 出生登録簿
 2. 第1項第3号の場合 婚姻登録簿⁽⁶⁾
- (3) 第1項第1号の場合において、子が申立人と血縁関係にないことが確認されたとき又はその他の重大な事由により申立人が出生登録と一致しない性に属すると感じていることが認められるときは、裁判所は、申立人の名を、その申立てにより、裁判が無効となるまで申立人が称していた名へと変更することができる。第2条、第3条、第4条第1項、第2項及び第4項並びに第5条第1項の規定を準用する。

第2章 性の帰属の確認

第8条 要件

- (1) 次に掲げる全ての要件を満たす場合は、トランスセクシュアル的特徴によってもはや出生登録において記載された性ではなく他方の性に属していると感じており、かつ、3年以上、その考えに従って生きることを「心理的に」強いられている状態にある者の申立てにより、裁判所は、当該者が他方の性に属するものと認められるべきことを確認するものとする。
1. 第1条第1項第1号から第3号までの要件を満たすこと。
 2. (削除)⁽⁷⁾
 3. 永続的に生殖能力を喪失していること⁽⁸⁾。
 4. 外見上の性的特徴を変更する外科手術を受け、それによって他方の性の外観に明白に近似するに至っていること⁽⁹⁾。
- (2) 申立てにおいては、申立人が今後称しようとする名を示さなければならない；ただし、第1条の規定に基づいて既に名が変更されている場合は、この限りでない。

第9条 裁判手続

- (1) 外見上の性的特徴を変更する外科手術をまだ受けていないこと又はまだ生殖能力を永続的に喪失していないことのみを理由に申立てが認められない場合は、裁判所は、その旨をまず確認する。この裁判に対して、関係人は、即時抗告をすることができる。
- (2) 第1項第1文の規定に基づく裁判が取り消し得ず、かつ、そこで示された障害事由が既に消滅している場合は、裁判所は、第8条に基づく裁判をする。その場合、裁判所は、第1項第1文の裁判における確認に拘束される。
- (3) 第2条から第4条まで及び第6条の規定を準用する；鑑定は、第8条第1項第3号及び第4号の要件を満たすかどうかについても言及しなければならない。第8条の規定に基づく裁判及び第2項の規定による終局裁判においては、申立人の名を変更することもできるが、

(6) 第1項第3号は削除された(同上)が、この号は削除されていない。

(7) かつての非婚要件である。2008年5月27日に連邦憲法裁判所で違憲決定(BVerfGE 121, 175.)が出され、2009年の法改正(Gesetz zur Änderung des Transsexuellengesetzes (TSG-ÄndG) vom. 17. Juli 2009 (BGBl. I S. 1978))によって削除された。

(8) 2011年1月11日の連邦憲法裁判所決定(BVerfGE 128, 109)の決定主文によって違憲とされ、法律による新しい規定が施行されるまでは適用されないこととなっている。

(9) 同上

既に第1条の規定に基づいて名が変更されている場合はこの限りでない。

第10条 裁判の効力

- (1) 申立人が他方の性に属することを認める裁判が確定した後は、法律に別段の定めがない限り、性別に左右される権利及び義務は、新しい性に従う。
- (2) 第5条の規定を準用する。

第11条 親子関係

申立人が他方の性に属することを認める裁判は、申立人とその両親との間又は申立人とその子との間の法的関係には影響を及ぼさず、養子の場合にあっては裁判の確定の前に養子とされた子に対してのみ影響を及ぼさない。子の卑属との関係も、同様である。

第12条 年金及びこれに類する回帰的給付

- (1) 申立人が他方の性に属することを認める裁判は、当該裁判の確定の時点で存在する年金及びこれに類する回帰的給付⁽¹⁰⁾の請求権には影響を及ぼさない。同じ法的関係から直接的に導き出される給付については、それにとって性別が重要である限りにおいて、それ以降も、裁判の確定の時点で当該給付の基礎とされた評価に基づくものとする。
- (2) 配偶者であった者の保険又は恩給の給付請求権は、申立人が他方の性に属するものと認める裁判によって根拠付けられない。

第3章 法律の改正

第13条～第15条（削除）

第4章 経過規定及び末尾規定

第16条 経過規定

- (1) この法律の施行前に、身分登録法⁽¹¹⁾第47条の規定に基づいて、一の者が今後他方の性に属するものと認められるべきことを理由として、当該者の出生登録における性別記載の変更を有効とすることが指示された場合は、当該者についてこの法律第10条から第12条までの規定並びにこの法律第15条第2号及び第4号の条文における身分登録法第61条第4項及び第65a条第2項の規定⁽¹²⁾を適用する。
- (2) 裁判所の指示の時点で婚姻しており、かつ、その間に当該婚姻が無効宣告を受けておらず若しくは破棄されておらず又は離婚していない場合は、当該婚姻は、この法律の施行と同時に解消したものとみなす。解消の結果は、離婚に関する規定によりこれを定める。
- (3) この法律の施行の前に、一の者が、もはや他方の性に属するものと認められるべきことを理由として、出生登録における性別記載を変更すべきとの指示を身分登録法第50条の規定により管轄を有する裁判所に対して請求し、かつ、この法律の施行の時点で有効な指示がまだ出されていない場合は、これを扱う裁判所は、この法律第2条と関連する第9条第3項

(10) 回帰的給付（wiederkehrende Leistungen）は、繰り返される給付であるが、給付の間隔は一定であることを要しない。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林、1993、pp.734-735を参照。

(11) Personenstandsgesetz vom 19. Februar 2007 (BGBl. I S. 122) <<https://www.gesetze-im-internet.de/pstg/index.html>>

(12) 身分登録法第61条第4項及び第65a条第2項は、現在では既に削除されている。

の規定に基づき管轄を有する裁判所に対し、事件を移送しなければならない；その他の手続については、この法律の規定を適用する。

第17条 ベルリン条項

この法律は、第3次移行法⁽¹³⁾第13条第1項の規定に基づき、ベルリン州においても効力を有する。

第18条 施行

第2条第1項第3文から第5文まで、第3条第3項及び第9条第3項第1文の規定は、第2条第1項第3文から第5文まで及び第3条第3項を参照する限りにおいて、公布の日の翌日から施行する。その他の規定は、1981年1月1日から施行する。

(ふじと よしたか)

(13) Gesetz über die Stellung des Landes Berlin im Finanzsystem des Bundes (Drittes Überleitungsgesetz) vom 4. Januar 1952 (BGBl. I S. 1)